

分担金・拠出金の名称		クラスター弾に関する条約履行支援ユニット等分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)		総合評価
拠出先の国際機関等の名称		クラスター弾に関する条約履行支援ユニット	分担金			
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)設立目的・経緯 クラスター弾に関する条約(CCM)は、紛争終結後も一般市民に対し無差別に被害を与え、復興開発の障害となるといった非人道的な結果をもたらすクラスター弾の使用、貯蔵、移譲等を包括的に禁止する国際的な法的枠組みである。クラスター弾に関する条約履行支援ユニット(ISU)は、第4回締約国会議の席でその必要性が認められ、参加国のコンセンサスで設立が決定したものであり、条約の事務局機能を果たしている。その役割は、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じたアドバイスを実施するといった広範囲に及ぶ条約関連業務であり、いずれも条約を運用しまた促進するのに必要なものであるとともに、ISUの他にこれを代替する機関がないことから、その存在は不可欠である。直近では、ISUは第6回締約国会議の運営を補佐し、また条約第7条で義務付けられている報告書の作成・提出にあつては、同会議で決定された新しい記入方法に関する助言を行い、締約国が条約上の義務を履行できるようなサポートを行っており、条約の実施のために大きく貢献しているといえる。 (2)拠出に当たっての成果目標 ISUは、締約国がその活動資金を負担するとの合意の上で設立された機関であり、締約国にはISUに対するオーナーシップが求められている。本分担金を拠出することにより、条約の効果的且つ効率的な活動を確保し、我が国の重要外交課題である軍縮・不拡散のうち、人道上の懸念を有する特定兵器であるクラスター弾の廃絶に資する本条約の目的の実現に積極的に貢献する。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・クラスター弾に関する条約は、紛争終結後も一般市民に対し無差別に被害を与え、復興開発の障害となるといった非人道的な結果をもたらす対人地雷の使用、貯蔵、移譲等を包括的に禁止する国際的な法的枠組みである。 ・クラスター弾に関する条約履行支援ユニット(ISU)は、締約国会議の席でその必要性が認められ、参加国のコンセンサスで設立が決定したものであり、条約の事務局機能を果たしている。その役割は、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じたアドバイスを実施するといった広範囲に及ぶ条約関連業務であり、いずれも条約を運用しまた促進するのに必要なものであるとともに、ISUの他にこれを代替する機関がないことから、その存在は不可欠である。直近では、ISUは第6回締約国会議の運営を補佐し、また条約第7条で義務付けられている報告書の作成・提出にあつては、同会議で決定された新しい記入方法に関する助言を行い、締約国が条約上の義務を履行できるようなサポートを行っており、条約の実施のために大きく貢献しているといえる。 ・紛争終結後も文民に対して無差別な被害を与え、経済・社会的開発の妨げとなるクラスター弾の全面禁止を目的とした本条約は、SDG1、3、11、16、17等、様々な分野に関連した取り組みである。本条約は、クラスター弾の生産・開発・保有等を禁止し、貯蔵弾の廃棄、クラスター弾残存物の除去を義務づけることで、新たなクラスター弾を含む不発弾被害者の発生を防げるだけでなく、避難民が帰還し、農業等に従事するための土地や環境が確保されるなどの成果を挙げている。 ISUは、条約の実効的な運用実施に不可欠な役割を果たしている。 ・クラスター弾に関する条約の枠組みで、国連地雷対策サービス部(UNMAS)やジュネーブ人道的地雷除去国際センター(GICHD)、その他の国際機関NGOが連携している。また、通常兵器の一つである対人地雷弾の廃絶を目指した「対人地雷禁止条約」のISUとも、可能な範囲で連携している。 ・本評価基準の推進に関し、我が国から当該機関に対し、効果的かつ費用対効果の高い業務運営を呼びかけている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・年度終了後の締約国会議で、締約国全体に対して、財務状況説明や執行済みの予算にかかる会計報告を行っている。現在のISUの財政モデルは2015年に決定されたもので、現行財政モデルの下でのISUの活動は2016年5月に開始された。本年9月に開催される第7回締約国会議で、現行モデル下での初めての会計報告が行われる見込み。2015－2016年度の会計報告は、第6回締約国会議(2016年)で実施されており、2016年7月付で作成された報告書は会議関連文書(CCW/MSP/2016/5)として条約HP上に公表されている。 ・対人地雷禁止条約ISUとのシナジー運用の可能性の追求や、ISUの持続性確保の観点から予算をコア経費とプロジェクト経費、財政バッファーに分けて運用する財政システムの採用など、条約実現のために効率的で、且つ最小限の事務局を維持するための予算やマンドートが議論されている。 ・外部監査からは特段の指摘はない。 ・本評価基準の推進に関し、我が国から当該機関に対し、効果的かつ費用対効果の高い業務運営を呼びかけている。				

Ⅱ 当 該 機 関 等 と 日 本 と の 関 係 に つ い て	3 日本の外交課題 遂行における当該機 関等の有用性	・通常兵器の軍縮・不拡散は我が国が重視する外交政策の一つであり、クラスター弾の廃絶を目指すクラスター弾に関する条約はこの外交政策を実現するために不可欠な国際的法的枠組みとなっている。ISUは条約運営に必要不可欠な役割を果たしており、我が国の外交政策を遂行する上で必要不可欠。 ・条約の締約国として、また人道的観点から、我が国は積極的にクラスター弾対策支援を行っており、条約の効果的な運営を担うISUの活動とは整合性がとれている。我が国は、地雷対策及びクラスター弾を含む不発弾対策に力を入れており、我が国の二国間支援や国際協力を通じた支援の総額は、2011－2015年は世界第二位となっている。ISUへの貢献により条約の実効的な運用を確保することは、我が国が支援を通じて実現を目指す、地雷・不発弾による被害のない世界の実現とも整合性がとれている。 ・会議において、締約国には国際機関やオブザーバーよりも優先した発言の機会が与えられる。ISU経費の活用に関する日本の意見について、各国から賛同が得られれば成果文書に反映されるなどされることが可能である。 ・ISU及びISU長はジュネーブ在住であり、ジュネーブベースで今後の条約運営の進め方等の情報収集、意見交換を行っている。 ・条約の運営を支えるISUへの拠出は、我が国の通常兵器の軍縮・不拡散への積極的な姿勢を示し、国際社会の信頼を得ることができる。なお、クラスター弾を含む不発弾・地雷の除去をはじめとする、地雷・不発弾のない世界の実現は、我が国の民間企業やNGOの関心事項でもある。 ・本評価基準の推進に関し、日本から当該機関に対し、効果的かつ費用対効果の高い業務運営を呼びかけている。
	4 当該機関等にお ける日本人職員・ポ ストの状況等	・当該機関は、最大2.5人の職員から構成されており、その中に日本人職員はいない。 ・意思決定機関は公式会議(検討会議・締約国会議)であり、我が国も締約国として参加している。 ・2.5人のポストに空席が生じれば、日本人職員も応募が可能。現在は空席がなく、採用を行っていない。
	5 日本の拠出金等 の執行管理におけるP DCAサイクルの確保	PLAN:締約国会議(もしくは検討会議)で次年度分予算案を議論、承認。 DO:予算拠出、我が国の分担金支払。 CHECK:締約国会議(もしくは検討会議)において、報告書による運営活動の成果を評価。 ACT:不明な点がある場合には、締約国会合(もしくは検討会議)にて、運営における要改善事項を提言。 ・会計報告書は検討会議・締約国会議に提出される。疑義があれば質問をして回答を得ることが可能。なお、我が国は2015年はISUへの拠出は行っていない。 ・PDCAの更なる改善については、検討会議もしくは締約国会議において、翌年の会議費について議論される。
担当課室名		通常兵器室